

○島根県警察本部Facebookページの運用について

(平成24年7月10日島広報甲第785号各所属長宛て本部長通達)

本県警察では、フェイスブックが有する実名登録による信頼性、即時性、双方向性等の特性を活用した効果的な広報広聴活動を積極的に推進し、県民のための警察を実現するため、島根県警察本部Facebookページ（以下「本ページ」という。）を開設することとした。

本ページの運用に当たっては、島根県警察ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用要領の制定について（平成24年7月10日島広報甲第784号本部長例規通達）に定めるもののほか、下記のとおりとするので誤りのないようにされたい。

記

1 運用開始日

平成24年7月20日（金）

2 本ページ運用の目的

県警察の活動を積極的に情報発信し、県民の理解と協力を得るとともに、県民の求めるところを的確に把握して、その期待に応える活動を推進するなど、「県民のための警察」を実現することを目的とする。

3 本ページの運用要領

(1) 運用主管課

島根県警察本部警務部広報県民課

(2) 本ページURL

<http://facebook.com/shimanepolice>

(3) 投稿担当者

広報県民課広報係員

(4) 投稿時間

原則、平日午前8時30分から午後5時15分までの間

(5) 投稿内容

ア 県警察の各種施策

イ イベント情報（開催予定、開催結果）

ウ 職員採用情報

エ 地域とのふれあい情報

オ その他本県警察の活動をアピールする情報

(6) 所属からの投稿要領

ア 各所属から本ページへの投稿は、警務部広報県民課長を経由して行うものとする。

イ 所属からの投稿依頼は、所属担当者が本ページの資料データを、別に定める掲載依頼書により投稿担当者に送付するものとする。

ウ 所属担当者は、投稿担当者と事前協議を行うとともに、写真を有効活用するなど、正確かつ分かりやすい記事の投稿に努めるものとする。

4 注意事項

- (1) 投稿に寄せられたコメントに対しては、原則として返信は行わないものとする。
- (2) 本ページ利用者に対しては、投稿担当者がコメント等を常時閲覧しているものではないことから、機会あるごとに次の点について教示すること。
 - ア 事件・事故に関する情報については、必ず110番通報するか又は最寄りの警察署若しくは交番・駐在所に連絡すること。
 - イ 意見、質問等の問合先については、管理番号により対応することができる本県警察ホームページの「みこびーくんのメールボックス」を利用すること。

5 本ページの利用に関する指針について

本ページの利用については、別に定める「島根県警察本部Facebookページ運用指針」によるものとする。